



越後 広報

1983
3/1
No. 216

■ 発行 / 越路町役場 (新潟県三島郡越路町) T.E.L. (02589) 2-3111 ■ 印刷 / 大川印刷株式会社



文化財を火災やその他の災害から守るために国の重要文化財に指定された長谷川邸の前で消防団員と地元住民が参加し防火訓練が実施された。

	世帯数	人口	前月比
総数	3,332戸	14,533人	+1
男性	7,110人		-4
女性	7,423人		-7
内訳			+3



3月 広報カレンダー

1 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	17 木	成人病健康相談 (9:30~釜ヶ島区事務所) (1:30~西野区事務所(中沢・西野・篠花・飯島・中島))
2 水		18 金	彼岸入り
3 木	ひな祭	19 土	
4 金		20 日	
5 土		21 月	春分の日
6 日		22 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 行政相談 (9:00~2:00 役場) 麻しん (2:00~3:00岩塚農協)
7 月	消防記念日	23 水	麻しん (2:00~3:00福祉センター)
8 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター)	24 木	彼岸明け 麻しん (2:00~3:00 塚野山集落センター) (2:00~3:00浦区事務所)
9 水		25 金	
10 木		26 土	
11 金	成人病健康相談 (9:30~西谷区事務所) (1:30~岩塚農協(沢下条・飯塚))	27 日	
12 土		28 月	献血 (10:00~15:00西栄建設)
13 日		29 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 妊産婦検診 (1:30~2:30福祉センター)
14 月	乳児健康相談 (9:30~11:00 塚野山集落センター) (1:30~3:00岩塚農協)	30 水	
15 火	心配ごと相談 (1:30~4:30福祉センター) 国民年金相談 (9:00~4:00 役場) 乳児健康相談 (9:30~11:00浦区事務所) (1:30~3:00福祉センター)	31 木	
16 水	高齢者職業紹介 (1:00~4:00福祉センター)		

物価モニター 募集中

経済企画庁では、物価安定対策事業の一環として全国からモニターを募集しております。
新潟県からは二十五名を募集中であり次の仕事をしております。
○生活関連物質やサービスの価格、料金の調査報告
○物価行政に関する意見の提出
○研修会への出席などです。
年齢 二十才~六十才 (男女共)
期間 一年間 手当は二〇〇〇円

固定資産税 台帳の縦覧

昭和五十八年度固定資産課税台帳を縦覧に供しますので縦覧されたい方は印鑑持参のうえ次によりおいでください。
○期間 3月1日(火)~3月22日(火)
○場所 越路町役場
○時間 午前8時30分~午後5時まで (土曜日は12時まで)

◎麻しん対象者

昭和五十五年一月から昭和五十五年十二月までに生まれたかた。

◎妊産婦検診

妊産婦及び十二月、一月に出産されたかた。

◎乳児健康相談対象者

昭和五十七年四月一日から昭和五十七年十一月三十日まで生まれた者。



円の予定 申込みは三月十日まで (問合せ先 役場商工係)

融雪期における 交通事故防止

長かった冬も終り、いよいよ子ども達が屋外で活動する季節になりました。ところが、その尊い命や身体が、交通事故により失われたり傷つけられているのです。そのほとんどが、幼い子どものせいばかりではなく、私たちおとなの責任なのです。

家族、地域ぐるみで交通事故から子どもたちを守ってやりましょう。

◎子どもの事故は

- ▽家の近くで遊んでいて道路に飛び出した。
- ▽保護者が買物、立話などに夢中になって、子どもの保護を忘れていた。
- ▽道に発生してはいます。これらのことを考えて家族の方は子どもたちに
- ▽車のすぐ前や後ろを横断することとは危険であること。
- ▽道路に急にとび出さないこと。
- ▽いったん止つてくれた車の前を渡るときでも、その車のかけから走つてくる車にはねられることがあるので、さらに左右をよく確かめて横断すること。
- ▽道路での遊びをさせないようにすること。



などについて実際の道路で指導いたしましょう。

ドライバーは子どもの行動性をよく理解して

▽子どもがいたら必ず徐行する。▽子どものそばを通るときは、いつでもとまれる速度で間隔は十分とる。

▽住宅街や公園の付近など、子どもが居ると思われる道路を走るときは安全を確かめ、スピードは控え目にする。

▽子どもが道路を横断しようとしていたら先に横断させてやる。▽子どもが道路を横断しようとしていたら先に横断させてやる。▽子どもが道路を横断しようとしていたら先に横断させてやる。



火災の原因「たばこ」の罪

春の全国火災予防運動 2月28日～3月13日

人類が火を利用し始めてから五百万年とも四百万年ともいわれられていますが、最も火に親しんでいるのは「愛煙家」でしょう。ポケットには必ずマッチかライターが入っているはずですが、

自分ではたばこを吸わなくても、知り合いには、たばこを吸う人がいるでしょう。愛煙家のいるおかげで、たばこはわたしたちにいちばん身近かな火となっています。

ところでそのたばこ、吸い過ぎは健康に良くないとか、煙害だとか、悪者扱いされていますが、そのほかにも免れようのない罪を一つ犯しています。それは火災の原因となることです。

◎火災原因、たばこがトップ

昭和五十六年中に発生した火災を出火原因別に見ると、第一位は「たばこ」で、「火遊び」、「たきび」の順です。

このうち、「たばこ」による火災の数は、例年、火災全体の十二～十四%を占めます。

毎年、一月～二月にかけては、空気が乾燥し風も強く吹くため、ふだんなら立ち消えになつてしまふような小さな火でも、火災につながる事が多くなります。

たばこは炎を上げて燃えませんが、一度火がつくとそのままでも七百度の温度を保つてくすぶり続けます。たばこを吸う人も吸わない人も、豆粒ぐらいの火とあざむきに、たばこには十分注意して下さい。

◎火災に結びつくたばこ

三つのパターン

▽落下 「投げ捨て」に次いで多いのが「落下」です。「灰皿に置いたままになっていた

例年三月は一、二月にくらべて交通事故がいつもより多発する時期です。これは

▽冬期間、雪のため歩道が通れないなど人、車混合による交通マナーの乱れが続いていること。▽陽気にさらわれて人も車も活動が活発になること。

▽雪のため道路標識、標示や安全施設が不整備となっていること。などが原因と思われる。

みんなが交通ルールを守り、交通事故にあわないように、また起こさないようにしましょう。



転出・転入届をお忘れなく

春の引っ越しシーズンを迎え、目の回るような忙しさに追われている方も多いことでしょう。引っ越しで忘れてはならないの

たばこが、たたみやじゅうたんに落ちる、火をつけたまま持ち歩いていたりたばこの火が落ちるとたばこ火災の約二割は、「落下」によるものです。

▽消し忘れ

イライラするとたばこの量が増える、忙しい時ほどたくさんたばこを吸ってしまう、そんな時が危ないのです。

何本も何本も吸っているうち消したか消さないかを忘れ、そのまま席を立つてしまふ。たばこ火災のうち三番目に多いのは「消し忘れ」です。

また、灰皿を掃除するとき、吸い殻がくすぶっていないかよく確かめてください。

春は空気が乾燥し火災がこりやすい季節となりますので皆んなで火災を出さないよう火の元に注意いたしましょう。



が転出・転入時の届け出です。すっかりして手紙を忘れると、選挙に参加できなかったり、国民年金の給付が受けられないなど、さまざまな不都合が生じる場合があります。適切な住民サービスを受けるためにも、届けは必ず出しましょう。

〈住民基本台帳への記載〉

住民基本台帳への記載や消除等は、転出、転入届を出すことによつて行われます。

引っ越し日と転出先の住所が分かつたら、現在住んでいる所の役場で転出証明書もらいます。

転入届は、引っ越した日から十日以内で転出先の役場に提出してください。

住民基本台帳は、住所、世帯等に関する住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、住民税の賦課徴収、国民健康保険、国民年金その他、住所に関する事務処理の基礎となります。

ですから、転入届を出さなければ、選挙権の行使や国民健康保険の給付などが受けられないばかりでなく、義務教育就学のもとになる学齢簿の作成もできないことになってしまいます。

なお、同じ市町村内で住所を変えたときは「転居届」を出さなければなりません。例えば高層住宅に住んでいて、五階から六階に部



第二十九回 文化財防火デー実施

昭和二十四年一月二十六日は、法隆寺金堂壁面が焼損した日に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財の愛護思想を高めるために、防火訓練が実施されました。

町でも昭和五十七年に国の重要文化財に指定された長谷川邸の前で、一月二十日午前九時五分頃長谷川邸近隣の民家より出火、おりの十メートルを超す北西の風にあおられ、長谷川邸の屋敷林に飛火、主屋にも延焼の恐れありと

屋を替えたときも転居届が必要になりますのでお忘れなく。

〈その他の届け出〉

そのほか、引っ越しの際には、次のような届け出が必要です。

○印鑑登録証

返却し、転出先で新たに申請します。

○国民健康保険証

返却し、転出先で新たに申請します。

○国民年金

転出先で住所変更手続をします。

○在学証明書

小・中学生がいる場合、役場の教育委員会などで手続をし、学校で受けとります。そして転出先の学校に提出します。

このほか、郵便局に住所変更届を出しておくと、転出先に郵便物を転送してもらえるのでたいへん便利です。



妊産婦の医療費助成が廃止

妊娠の届出をした翌月から、出産した翌月までに診療を受けた場合、医療費の助成がありました。昭和五十八年三月三十一日限りで廃止されることになりました。

但し、経過措置として、三月三十一日までに妊娠の届けをして確定を受けた方は、老人保健と同じ一部負担金(外来月四百円、入院三百円)二ヶ月限度を控除した額が認定期間中助成されます。

乳児については、出生した日から満一歳に達する月まで助成されるのは現行どおりですが、老人保健の例により一部負担金(外来月四百円、入院一日三百円)二ヶ月限度を除いた額が助成されます。

想定されて、消防自動車四台、可搬ポンプ一台と、消火栓より放水し、多数の消防団員と附近住民が参加して実施された。

私も住民一人ひとり火の元に気をつけて悲惨な火災を出さないようにし、またこのような文化財を災害から守るために協力いたしましょう。

農業所得標準決まる

昭和五十七年分の普通田、畑十アール当たり農業所得標準が、長岡地区農業所得協議会で決定されました。普通田については昨年比べて七十三口増収となり、収入金額も百キロ当たり二百一十五円の増額となり、十アール当たり十六万七千二百二十九円となりました。必要経費については、物価、人件費等の増高に伴ない十アール当たり千五百四十一円増額になり、五万三千八百九十円となりました。

昭和57年分

十アール当たり差引所得は十一万四千二百五十円となり、普通田、畑の所得標準の内容は表のとおりです。

○水稲(田)の部

区分	収量	米価 (100kg 当たり)	収入 金額	必 要 経 費							合計	差引所得	
				公租	種苗代	肥料代	大具	農具費	償却費	農薬費			その他
災害地	229 kg	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
普通地	544	30,761	167,339	3,632	2,147	8,963	8,900	3,804	6,022	3,800	15,821	53,089	114,250

○普通畑の部

収入金額	必 要 経 費							差 引 所 得		
	公租公課	種苗代	肥料代	大農具費	農具費	償却費	その他	合計	一般の者	一定の規模者
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
68,096	2,235	11,007	8,631	2,400	2,451	2,330	12,336	41,390	26,706	21,364

新潟県下の最低賃金

新潟県下の最低賃金が次のように決定されましたのでお知らせいたします。

◎新潟県最低賃金

一日当り二千五百二十円(一時間当り三百八十二円)で全産業に適用され昭和五十七年十月十日から実施されました。

◎食料品製造業

一日当り二千二百六十円(一時間当り四百二十円)です。

ただし、手作業による洗びん、包装、箱詰め、魚介類の内臓取り出し若しくは殺出し又はレックテルはり、清掃、片付け等これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者については、県最低賃金の二千五百二十円(時間給三百八十二円)を適用し昭和五十七年十二月六日から実施されております。

◎木材、木製品、家具、装備品製造業

一日当り二千四百九十二円(一時間当り四百二十七円)でありますが、木箱作り(魚箱造り又はリング箱造り)に限る、袋詰め、清掃、片付け、賄いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者、家具製造業又は、

建具製造業に係る者であって、雇入れ後六月未満の技能習得中のものは一日当り三千七百七十六円(一時間当り三百九十七円)であり昭和五十七年十二月二十五日から実施されております。

◎出版、印刷、同関連産業

一日当り三千五百二十八円(一時間当り四百四十円)であります。雇入れ後六月未満の技能習得中の者、印刷物の整理、はさみ込み、封筒入れ、帯封、清掃、片付け、賄いその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者は一日当り二千九百九十二円(一時間当り三百九十九円)であり昭和五十七年十二月六日から実施されております。

◎機械、金属、製品等製造業及び自動車整備業

一日当り三千六百一円(一時間当り四百五十一円)であります。ただし、雇入れ後六月未満の技能習得中の者、または軽易な業務に主として従事する者については、県最低賃金の三千五百二十円(一時間当り三百八十二円)が適用され、昭和五十八年一月八日から実施されております。

◎卸売業、小売業

一日当り三千二百八十円(一時間当り四百十円)であります。ただし、飲食店、清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事

税金を一度に納入出来ないときは

確定申告による所得税の納期限は、申告期限と同じ三月十五日です。

税金を一度に納められないときは、その税額の二分の一以上を二月十五日までに納め、残りの税額を確定申告書の「延納届出額」欄に記入して申告を行うと、五月三十一日までその納付を延長することができます。

ただし、延納期間中は、延納税額に対し年七・三パーセントの利子税がかかります。



税金の滞納は割に合わない

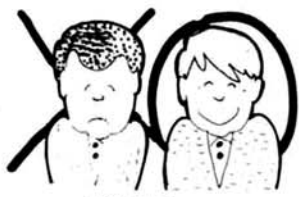
国や地方公共団体は、私たち国民が健康で豊かな生活ができるように幅広い活動を行っています。税金は、このように国や地方公共団体が活動するための大切な財源であり、私たちが生活の向上と安定を願う限り、必ず負担しなければならぬ社会共通の経費であると言えます。

税金には、いろいろな種類があり、それぞれに納める期限(納期限)が決まっています。申告納税制度の下では、正しい申告をするともに、納期限までに納税することになっていきます。この納期限までに完納されないと、滞納ということになっていきます。

税金を納期限までに完納しなかったときは、本税のほかに延滞税も納付しなければなりません。この延滞税の割合は、納期限の翌日から最初の一月間は年七・三パーセント、その後は年十四・六パーセントになります。

更に、督促状が発せられてから一〇日を経過してもなお納税がなければ滞納処分が行われることになり、納税者が所有している財産に対して差押えが行われます。差押えが行われますと、その財

産については納税者の自由な処分ができなくなり、また、納税について誠意が認められない場合には差押財産の公売等により税金が徴収されることになっていきます。このように、滞納は割に合いません。納期限を過ぎてからあわてないように、あらかじめ納税資金の準備をしたり、振替納税制度を利用するなどして、税金は納期限内に完納するようにしてください。



振替納税制度を利用しましょう

所得税の納税方法に、振替納税制度があります。

この制度はあらかじめ指定した銀行などの預金口座から振替によって納税できるというもので、納税のための手段が少なくて済み、大変便利です。

この制度を新たに利用するには、「預貯金口座振替依頼書」と、「納付書送付依頼書」を預金先の金融機関または所轄の税務署に提出してください。

還付申告の相談をされる方へ

還付申告の相談のため、税務署又は市町村役場等の相談会場へおいでの際には、本人又は家族であることを証明する書類(運転免許証、健康保険証、身分証明書等)をご持参くださるようお願いいたします。

労働保険の年度更新

手続きはお済みですか
毎年四月一日から五月十五日までは、「労働保険(労災保険と雇用保険)の年度更新」の申告期間です。

労働保険の保険料は、事業主が自主的に申告、納付しなければなりません。もし、年度更新の手続を忘れると政府が保険料の額を決定することになり、追徴金を徴収されることがあります。

そこで労働保険の年度更新のあらましを紹介しましょう。

労働保険の年度更新では昭和五十八年の概算保険料と昭和五十七年の確定保険料を申告、納付しなければなりません。概算・確定保険料の申告・納付が必要理由は次のとおりです。

労働保険では、毎年四月一日から翌年の三月三十一日までが「保険年度」となっています。保険料は保険年度の当初に概算で申告、納付し、翌保険年度の初めに精算する方法をとっています。ですから事業主の方は、新年度の概算保険料の申告、納付と前年度の保険料の精算をするための確定保険料の申告、納付の手続が必要なのです。

(提出期限)

昭和五十八年四月一日から五月十五日まで

(提出先)

●労働保険、雇用保険の両方に入っている事業主や労災保険のみ加入している事業主であって、労働保険の手続を事業主自身が行っている場合(黒色と赤色で印刷された申告書) 所轄の労働基準監督署、都道府県労働基準局または日本銀行(本店、支店、代理店または歳入代理店)もしくは郵便局。



減額は生涯続きます

国民年金繰り上げ請求
▽請求の時はよく考えて△
国民年金の老齢年金と通算老齢年金は、六十五歳から支給されますが、年金を受ける条件を満たしていれば六十歳から六十四歳までの間なり、いつでも希望するときに繰り上げて支給を受けることができます。

ただし、その年金額は、請求したときの年齢によって四二%から一一%も減額されてしまいます。そして、いったん繰り上げ支給を受けると、この減額は生涯続き決して取り消されることはありません。

繰り上げて年金を受けようとするときは、自分の健康のことや老後のことなど、よく考えようとして請求するようにしましょう。

国民年金 保険料の控除申告も 忘れずに!!

―確定申告への手続―
自営業やサービスマンなどを営むみなさん!!

二月十六日から三月十五日までに行う所得税の「確定申告」の際に、昨年一年間に納めた国民年金の保険料を忘れずに申告するようにしてください。

これは、国民年金の保険料が「社会保険料控除」の扱いを受けるため、申告をすることにより、所得額から差し引かれ所得税が減額されるからです。

申告は、家族分として納めた保険料額も含めて、早めに手続きをするようにしてください。

▼控除される保険料額

①定額保険料 昨年一月から三月までは一ヶ月四、五〇〇円、四月から十二月までは一ヶ月五、二二〇円です。定額保険料を一年間納めた場合は六〇、四八〇円になります。

②付加保険料 一ヶ月四〇〇円で一年間では四、八〇〇円になります。(定額保険料と付加保険料を一年間納めた場合は六五、二八〇円になります)



納にしておいた保険料

保険料はキチンと納めていきますか

追納保険料 未納保険料のいずれかの保険料を納めた場合はその総額となります。
なお、詳しいことやわからないことがありましたら、役場の国民年金係へお尋ねください。

国民年金の加入者のみなさん!! 本年度(昨年四月から本年三月まで)の国民年金保険料の納め忘れ(未納)はありませんか。
「まだ未納にしたままだわ」というような方は、早く納めるようにしてください。

「一ヶ月や二ヶ月くらいの未納は大したことないよ」なんて言っておられる方もいるようですが、未納についてそういった安易な考え方をしているとしたら大変なことです。塵も積もれば山となる。このことわざにもあるように、未納が重なって

くると大切な年金の受給権を失ってしまうことにもなりかねません。また、未納にしておいた保険料

保険料が四月から五、八三〇円に!!

をあとから納めるにしても、毎月の保険料とあわせて納めることになるため、その家計におよぼす経済的負担は相当なものになります。

無理のない納入のためにも、これからは国民年金の保険料も他の必要経費と同様に家計の中に位置づけると共に、老後や万一の時に確実に年金が受けられるよう納期限までにキチンと納めるように心掛けていきましょう。

―加入者みなさんのご理解とご協力を―
お願ひ申し上げます―
国民年金の加入者のみなさん!! この四月から定額保険料が、いままでの一ヶ月五、二二〇円から五、八三〇円に改められます。

「また上がるのか...」と思われるでしょうが、これは将来の年金額の充実や受給者数の増加による給付費の増大などを考慮したうえで必要な措置なのです。

現在、制度の財政は、受給者のみなさんがこれまでに納めてきた保険料と、現在働いている世代の人たちが負担する保険料とによってまかなわれていますが、ご承知のようにわが国は、年を追うごとに

老人が増えていく傾向にあります。これは、加入者に比べて受給者が増えている、それに伴って給付費もどんどん増えていくことを意味しています。このため、これからも円滑に年金が支払われるためには給付費の確保と引きわけ保険料額の引き上げが不可欠な要件となってきます。

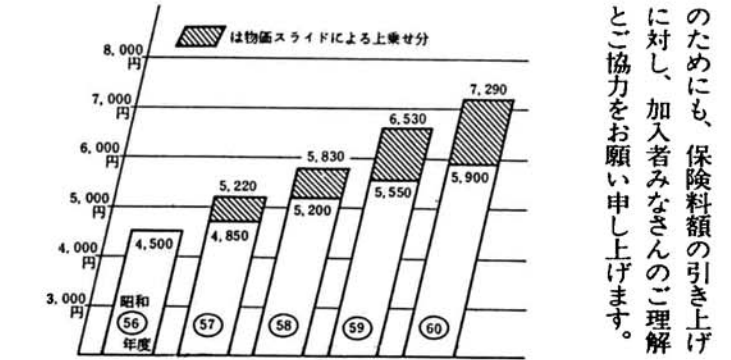
しかし、給付費が不足だからといって受給者本位で保険料額を引き上げた場合、加入者みなさんにいままでの負担増を強いることになり、ひいては「年金制度自体の崩壊」をも招くことにもなりかねません。

そこで、国では昭和五十五年に行われた財政再計算により、昭和五十六年度の保険料額を四、五〇〇円とし、以後毎年、急激な負担を避けた段階的な引き上げにより円滑な年金財政を図ろうとしています。(別表参照)

加入者みなさんのご理解とご協力による保険料負担で、給付と負担とのバランスが保たれば、国民年金制度の維持発展はもとより、現在マスコミをにぎわしている「年金財政の破綻」も解消されるものです。



現在の受給者はもちろんのことですが、将来の受給者である私たちや後世の人たちが十分な給付が受けられるような財政基盤の確立



のためにも、保険料額の引き上げに対し、加入者みなさんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

応急手当の知識

中毒

体に取り入れてはいけないものが吸収される―たとえば腐ったものを食べると、体は拒絶反応を起こし、腹痛や下痢を起こします。これが中毒です。

口から入って中毒の原因となるものには、腐った食べ物、フグの内臓、毒キノコ、農薬、洗剤などがあります。

また、呼吸によって体に入り中毒を起こすのは、次のようなものです。接着剤、シンナー、一酸化炭素などの燃焼ガス。

中毒の原因となるのは毒物ばかりとは限りません。たとえば、医薬品は適量なら病気の治療に効果がありますが、多く飲むと中毒の原因になることがあります。

中毒の応急手当てでいちばん大切なことは、体に入った毒物を取り除くことです。その処置が早いほど死亡を防げますし、治療の期間も短縮できます。

〔症状〕

▼食中毒・薬物中毒
毒物が胃や腸に入ると、食べた物を戻したり、下痢やけいれん、ひどいときには意識がなくなったりします。

▼ガス中毒
毒物を吸い込んだ場合には、酸素欠乏、一酸化炭素中毒が同時に起こることが多く、頭痛、めまい、耳鳴りが起こり、呼吸ができなくなります。

意識がなくなるまえに手や足の感覚が失われるため、途中で気付いても体は動きません。

患者に意識がないときは、呼吸を調べます。呼吸がないときは



ず、人工呼吸をします。息を吹き返したら「気道確保」しながら、体を毛布などで覆って医療機関へ運びます。

意識があるときは次のような手当てを施しましょう。

①体に入った毒物を薄める
毒物を飲んだり食べたりしたときは、牛乳やぬるま湯を飲ませ、毒を薄めます。特に牛乳には多く

の毒物を中和し、食道や胃の内部を保護する働きがあります。

ガス中毒の場合は、窓を開けて新鮮な空気を入れたり、風通しのよい所へ患者を移して衣服をゆるめて、呼吸を楽にさせます。

②毒物を取り除く
牛乳やぬるま湯を飲ませたら、口の中へ指を入れて毒物を吐き出させます。ただし、塩酸や硫酸などの強い酸、カセイソーダなど強いアルカリの液体を飲んだ場合は、無理に吐かせないようにしましょう。逆流した酸やアルカリが胃や食道をさらに痛めることがあるからです。

ここまでの処置が済んだら、毛布などで保温したまま医療機関へ運びます。その際、飲み残し食べ残しの毒物を一緒に持っていきま

す。できれば吐いたものも容器に入れて持っていきましよう。中毒の原因を突き止めるのに役立ちます。

県からのお知らせ スパイクタイヤの早期交換 について

県をはじめとして積雪寒冷地帯におけるスパイクタイヤの使用状況は、雪道及び凍結道路において

交通災害共済見舞金給付状況 (57.1~58.1)

等級	見舞金	件数	給付金額
1	100	2	2,000,000
2	70	-	-
3	15	-	-
4	12	-	-
5	10	1	100,000
6	8	-	-
7	6	14	840,000
8	4	7	280,000
9	2	3	60,000
合計		27	3,280,000

交通事故発生件数 (越路町管内)

区分	年別	56年	57年	増減数
発生件数		110	83	-27
死亡者数		2	1	-1
負傷者数		29	23	-6

一日一円の安い 掛金で不慮な 交通事故に備えて

昭和五十七年度交通災害共済の期間が、三月三十一日で終了します。この制度も昭和四十三年に発足してから今年で十四年目になりました。加入会員の数は年々増え続け

ております。

昭和五十七年一月から昭和五十八年一月まで町内の事故発生件数は八十三件と昨年に比べ二十七件減少しておりますが見舞金額は大中に増額しております。

いっどこで家族のだからが、悲惨な交通事故にあうかわかりません。「一日一元」の安い掛金でありますので家族みんなで交通災害共済に加入しましょう。申し込み用紙は、部落の総代さん、町内会長さんを通じて配布されますが、役場窓口にも用意してあります。

五十七年一月から五十八年一月までの事故発生件数と見舞金給付状況は表のとおりです。

みんなのスポーツ

健康は家庭の宝。スポーツで健康を!!

3月のスポーツカレンダー

- 3, 10, 17, 24, 31(木) 昼間の
婦人スポーツの集い
AM10:00~ 町体
軽スポーツの集い
PM7:30~ 町体
- 10, 17, 24, 31(木) ナイター・テニススクール
PM7:30~ 町体
- ◎5, 12, 19, 26(土) 剣道教室
PM3:30~ 町体
少年少女柔道教室
PM2:30~ 町体
- 6(日) グレンドスキー大会講習会
大原スキー場
- 13(日) スキーツアー
AM9:00 お万茶屋



一口トリム

「みんなのスポーツ」とは?
特定の年齢・階層・性別・種
目に片寄らず、幼児からお年
寄りまでを対象に、健康づく
り、仲間づくり、地域づくり
をめざしたものです。

申し込み・問い
合わせは町教委

☎2-4655

~各種大会や
教室のご案内~

ナイター・テニススクール

~シーズンの前に、軟式テニスを始めませんか!~

- 期 日 3月10日より毎週木曜日(4回)夜7時30分より
- 会 場 越路町民体育館
- 対 象 中学生以上の町内居住者、または町内に職域を有する男女
どなたでも(中学生は保護者同伴のこと)
- 内 容 初級者~中級者を対象とした軟式テニスの基本技術からゲ
ームのすすめ方まで。
- 講 師 金子 勉(町テニス協会)
- 申し込み 会場にて随時受付 ○参加費 無料
- その他 テニスのできる服装・運動ぐつ・ラケット持参のこと
※町民体育館にも若干のラケットがあります。

軽スポーツの集い

毎週木曜日の夜は町民体育館へ集まろう!
おとうさん・おかあさんと家族そろって、友だちさそって、
いい汗流しませんか!
木曜の夜はまだまだスポーツを楽しめる!

家族そろってスキーツアーに参加しよう!

- 期 日 3月13日(日) ○主 催 町スキー連盟
- コース 塚山向坂スキー場~お万茶屋往復のおよそ3.5キロの林間
コース
- 対 象 小学生以上どなたでも。ただし小学生は保護者同伴のこと。
- 申し込み 当日集合場所で受付 ○参加費 無料
- 集合場所と時間 塚山向坂スキー場ロッジに朝9時までに集合
- 持ちもの 昼食、おわん、はし、野菜(少々)、おやつ、きがえシャツ、
タオル、スキー用具、ビニール袋等
- 問い合わせ先 杉田 一美(塚山 ☎4-2501)

第22回町民スキー大会結果

2月13日(日) 塚山向坂スキー場で行われましたスキー大会各種目
の優勝者は次のとおり。

- △距離
小学1,2 大矢俊之・池田 泉 小学3,4 長谷川幹雄・長谷川佳世
小学5,6 大橋隆行・山口美和 中学生 米山万寿夫・
一般 鳥島新一 社 年 大矢照夫
- △大回
小学生 内山健浩・杉田里奈 第一壮年 大矢照夫
小学生 大野祐二 第二壮年 長谷川一夫
一般 平林 修・大矢雅子 第三壮年 長谷川 弘
- △回
中学生 高橋利之
一般 内山三代司
- △リレー
中学生の部 塚中Aチーム
一般の部 町スキー連盟
Aチーム

★キャンペーン★
みんなのスポーツを
ひろげよう!!

「朝飯前」の様態をしましょう。1分間もすれば十分です。
気持ちよく感じるくらいからだを伸ばす、動かすことがポイントです。

印鑑登録と
証明書交付に
ついてご協力を

印鑑証明は、自動車の登録(購
入)や不動産の登記、公正証書の作
成など法令に基づき提出を義務付
けられているほか、国民の権利義
務の発生、変更などの行為にも広
く利用されています。

これらの行為を行うため、急に
印鑑証明が必要となり、印鑑の登
録又は証明書の交付を求められる
人がおられますが、急ぐ人に限っ
て登録証を忘れたり、登録印とし
ては不適当な印鑑であったりする
事が多くあります。このような場
合は登録証や印鑑証明書を交付す
ることができませんので次の事柄
を守って下さい。

- ① 印鑑の登録申請は
(1) 登録を受けようとする人は
印鑑を自ら持参し書面によっ
て申請します。
- (2) 病氣やその他やむを得ない
事由により、自ら印鑑を持参
できない場合は代理人によっ
て申請します。
- ② 登録申請の確認
(1) 自ら申請する人には、本人
であるかどうかの確認をしま
す。この場合、官公署の発行
した免許証など写真のはって
- (2) あるものの提示を求めます。
免許証がない場合は、
保証人によって本人に相違な
いことと証していただきます。
- (3) 代理人による申請は、本人
の意思にもとづくものかどう
かを文書によって照会します。
後日回答書を持参することに
よって本人の登録意思の確認
となります。
- 本人申請で(1)によって確認
できる人は即日、(2)による申
請は回答書持参の時に印鑑登
録証と証明書を交付します。
- ③ 登録できない印鑑
(1) 氏又は名もしくは氏名の一
部を組合せたものであらわ
していないもの。
(2) ゴム印、その他の印鑑で変
形しやすいもの。
- (3) 一辺の長さが8ミリメート
ル正方形に収まるもの又は、
一辺の長さが25ミリメートル
正方形に収まらないもの。
- (4) 印影を鮮明に表わしていな
いもの。
- (5) その他登録印として適当で
ないもの。(大量に生産された
印鑑(多くは三文判)は、後日
まちがいのものとなります。)
- ④ 印鑑証明書の交付
(1) 印鑑登録証の提示がないと
証明書の交付はできません。
(2) 印鑑登録証を紛失した場合

農地の売・買・賃・借は
優遇措置のある「農業公社」で!!

市町村農業委員会にご相談ください。
〒951 新潟市山浦1丁目614番地
TEL 0252-31-1241代

(財)新潟県農業公社

昭和五十八年度
越路町成人式は
四月三日に
実施します。

今年成人式は、四月三日(日)
に実施します。

なお、案内状は越路町に住居登
録(昭和五十七年十一月一日現在)
されている方だけに送付させてい
ただきますので、その他の該当者
の方で出席を希望される方は、町
教育委員会へご連絡ください。

また、今年の該当者は、昭和三
十七年四月二日から昭和三十八年
四月一日までに生まれた方です。

3月分有線放送番組予定表

月・日	曜	タイトル	内 容	放送者
3・2	水	役場だより	確定申告について	役 場
4	金	生活の窓	膀胱炎について	中央総合病院
5	土	週間ニュース	塚山保育所 ヒナ祭り	有 放
7	月	普及所だより	野菜育苗(その2)	普 及 所
9	水	役場だより	国民年金だより	役 場
10	木	暮しの窓	57年度保健事業の様子と本年度計画	保 健 婦
11	金	マイク訪問	町青年農業者士に聞く	有 放
12	土	週間ニュース	今週のニュースから	有 放
14	月	営農だより	春先における畜畜管理	普 及 所
16	水	農協だより		塚山農協
17	木	学校だより	卒業にあたって(作文)	東谷小学校
18	金	防災だより	大災害防避運動について	役場防災
19	土	週間ニュース	ニュース 音楽	有 放
21	月	営農だより	農事相談	岩塚農協
23	水	役場だより		役 場
25	金	有放広場	農協観光湯治の旅	有 放
26	土	週間ニュース	今月の主なニュース	有 放
28	月	普及所だより	今年の稲作り	普 及 所
30	水	役場だより	社教だより	役 場

大にいがたまつり
創作民謡発表会

新潟こいさ

なかにし 礼、初 信之助 作詩
小沢直与志 作・編曲
(唄)小杉真貴子

「旅の話題は越後から」
今県では県下をあげて新潟県の
観光に力を入れておられますが、そ
の一つとして昨秋上越新幹線の開
業と合わせ郷土の民謡歌手小杉真
貴子さんが唄う「新潟こいさ」を
全国的に広めようとしております
ので皆様も是非ご愛唱ください。

(こいさのき こいさのき)
一度越後へ こいさのき
歌はおけさの 佐渡島祭り
花の越後に 春が来る
かすり姿の 島の娘は
愛嬌良い娘の 美人そらいよ
徳れりや四十九里 遠くない
夏の新潟 民謡流し
歌が響くよ 信濃川
揃い浴衣の 娘衆たちや
日本一の 踊り上手よ
月も浮かれて お手拍子
越後平野は 実りの秋よ
弥彦神社も 菊まつり
石の鳥居を ぬけて歩けば
遠い神代の 緑の山よ
娘かわいや 恋語り

「越後あにさは 働き者よ
越後あねさは きりよう良し
嫁をとるなら 婿にするなら
鶴じゃないけど 朱鷺のひと声
越後育ちと 決めなされ